

平成28年2月5日  
保健福祉部  
障害福祉担当部

## 世田谷区立保健センター及び総合福祉センターの指定管理者の選定について

### (付議の要旨)

平成29・30年度の世田谷区立保健センター、及び世田谷区立総合福祉センターの指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

### 1. 主旨

世田谷区立保健センター、及び世田谷区立総合福祉センターの指定期間が平成29年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立保健センター条例、及び世田谷区立総合福祉センター条例に基づき、平成29年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

### 2. 指定管理者制度を適用する施設

#### (1) 施設名 世田谷区立保健センター

所在地 世田谷区三軒茶屋2-53-16

現在の指定管理者 公益財団法人世田谷区保健センター

#### (2) 施設名 世田谷区立総合福祉センター

所在地 世田谷区松原6-41-7

現在の指定管理者 公益財団法人世田谷区保健センター

### 3. 指定管理者制度適用の理由、効果

#### (1) 世田谷区立保健センター

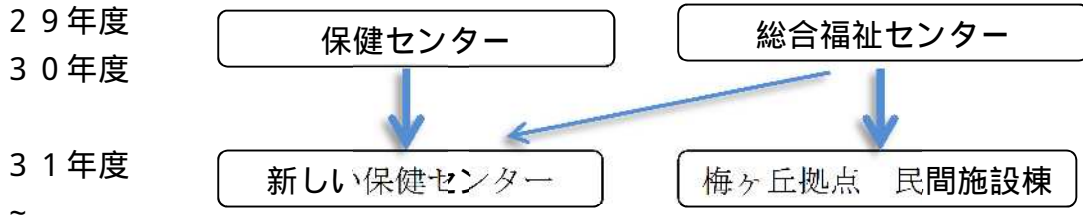
当該施設は、健康増進事業及びがん検診など区民の健康づくりを推進することを目的とした施設である。平成18年に指定管理者制度を適用以降、事業者としてのノウハウと専門人材を活用し、創意工夫による健康指導や地域での健康づくり支援、国や都の動向及び医学の進歩に対応した検査事業を実施してきた。事業者の専門性を活用することにより、利用者ニーズへの迅速な対応や区民サービスの向上が期待できることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

#### (2) 世田谷区立総合福祉センター

当該施設は、心身に障害のある区民の福祉増進を図るため、利用者のニーズや個々の障害特性を踏まえた指導訓練等事業を推進することを目的として、相談業務や調査・研究、研修事業等を実施してきた。指定管理者制度の効果を活かし、専門的な人材の創意工夫によるきめ細かなサービス提供を行っていることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

#### 4. 指定期間

世田谷区立保健センター、及び世田谷区立総合福祉センターの指定期間は、世田谷区立総合福祉センターが平成30年度で廃止となり、その機能の一部が新しい保健センターへ移行することから、平成29年度と平成30年度の2年間とする。



#### 5. 指定管理者候補者の選定方法について

以下に示す「特別の事情」により、諸条件を全ての点において満たす事業者は、現段階で公益財団法人世田谷区保健センター以外に見当たらず、指定管理者は同法人に特定されるため、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けたうえで選定方法を決定し、適格性の審査を行う。

##### (1) 世田谷区立保健センター

区の健康づくり事業の中核施設として区民の健康の保持増進を図ることを目的とし、医療職等スタッフの専門能力や医師会との連携による地域医療のバックアップ、及び地域で健康づくり活動を行うための区との連携と調整力が求められる。このため、指定管理者制度運用に係る指針第5の3「特別の事情(2)施設の設置目的を達成するために、団体の専門性や地域との連携等指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する。

##### (2) 世田谷区立総合福祉センター

心身に障害を有する区民の福祉の増進を図るため、利用者の個々の状況にきめ細かく目を配り、専門相談や療育を安定的に提供することが必要である。このため、「特別の事情(1)指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定される場合」、及び「特別の事情(4)現行の指定管理者の管理運営実績から、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できる場合」に該当する。

#### 6. 審査体制

##### (1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会設置要綱、及び、世田谷区立総合福祉センター指定管理者設置要綱に基づき、世田谷区立保健センターと世田谷区立総合福祉センターのそれぞれの選定委員会を設置する。

##### (2) 選定委員会の所掌及び構成

「特別の事情」により公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否を審議し、審査基準等に基づき、候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について区長に報告する。

構成は、各委員会とも、学識経験者を含む外部委員 4 名、区関係者 3 名とする。

## 7. 選定基準

### (1) 世田谷区立保健センター

世田谷区立保健センター条例第 8 条第 3 項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。

保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

### (2) 世田谷区立総合福祉センター

世田谷区立総合福祉センター条例第 11 条第 3 項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

総合福祉センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

総合福祉センターの効用を最大限に発揮させることができること。

総合福祉センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

## 8. その他

平成 31 年度以降の新しい保健センターについては、引き続き区民の総合的な健康の保持・増進や地域医療のバックアップ等の機能を担うことから、その指定管理者の選定にあたっては、これまで培ってきた専門性やノウハウを必要とするため、現在の指定管理者の適格性審査によることを基本に、今後、区複合棟の管理運営のあり方を含めた梅ヶ丘拠点整備事業全体の検討の中で整理していく。

## 9. 今後のスケジュール

平成 28 年	3 月 4 日	選定委員会(選定方法)
	4 月	福祉保健常任委員会報告(選定方法)
	5 月～7 月	選定期間(適格性審査)
	8 月	政策会議(選定結果)
	9 月	福祉保健常任委員会報告(選定結果)
		第 3 回区議会定例会(指定管理者、指定期間等の提案)
平成 29 年	4 月 1 日	次期指定管理者による管理の開始